時事新報

第千二百十號　土曜日
明治十九年二月廿七日
舊丙戌正月廿四日（戊午）
日出午前六時三十五分　日入午後五時五十二分
月出午前十一時二十八分　月入午前零時十三分
滿潮　午前十一時四十九分　午後

（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便稅一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ揭クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　岡山　笠岡　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋　靜岡
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　糟壁　杉戸　幸手　久喜　栗橋　千葉　登戸
粟川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋

其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八厘五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

帝室の緩和力

方今世界の政治ふ獨裁立憲共和の三大別あり其可否得失は容易ょ概言そ可らず獨裁政治不可なりと云ふと雖ども明君賢相位に在れば政務の裁決流るゝが如くょ之て深仁厚澤、春風春雨ょ均しきとあり立憲政治の德として政治機關の運轉、圓く輕く政權授受に風波れ痕を留めずと雖ども黨議動もそれば相中和して事と斷ずるに緩慢柔弱に流るゝとあり共和れ制も亦一得一失にして現に佛蘭西共和國にい帝政復古と唱ふるもの少なからず要そるふ政治の得失い其國人民の氣風ふ因り其政治歷史れ變遷ょ因りて各其趣を異よするが故に各國各樣の政治を觀察取捨するに亦自から各樣れ眼識を具へざる可らずと雖ども古來政治變遷の歷史ょ於て君主獨裁は未開の國に行はれ立憲王政い其中より進化し來りて文明國の政と爲り共和政治い今日の實際にて最も高等の制度なりとの定論あるが故ょ天下の政論家い當時の國政の適否如何ょ拘はらず漫に取隴望蜀の念を抱き獨裁政治の下に在ては先つ立憲政論と唱へ立憲政治の國に居てい頻りに共和政治の美を談じ既ょ共和政治の恩澤ょ浴すをば更ふ進んで社會共產等の政論を試ふ國の政論の一部分は時の政治よりも常ふ一步を進むるを常とす即ち目下露西亞國に立憲政論の鬱結あり獨墺英伊等に共和論者あり佛國ふ社會黨共產黨等の崛起する所以ふらん現に我日本國に於ても維新以來立憲政論の喧しきあり政府ふ於ても亦夙に此論よ同案にして先年國會開設と未來に期そるの詔あり過般も臨時建築局れ創立ありて諸官衙及び議院の建築を經營すると爲り追ては憲法の草案も成り明治二十三年にを全國れ國會議員を召集して目出度く立憲政治を施行するとあらん立憲政治愈々立て日本國の政論は如何、今日の處よては未る國會を見ざるが故ょ立憲政論は國中最も進步したるものなれども立憲政治既ょ成らば尙一層進步したる政論の次第に我國ょ喜々たるは、勢れ自然、我輩れ今日より其必ず然るを信ぜるあり前隊の如く國の政論の一部分と時の政治よりも常ふ一步を進むるものあれば目下歐洲立憲政治の國にては彼れ一步を進めたる政論の爲めに立法上に行政上に多少の障害あるを免きず左れど立憲政治の局に當りて其政の長久圓滿を企望そるものは己れを正ふして朝野ふ立ち人の卑屈醜陋なるが爲めに併せて政の性質の不評判と來さゞるやう注意專一なりと雖ども此際民情調理の點ふ於て帝室の靈光妙德と仰ぎ情の部分より國の融和と保つと肝要なり蓋し人民の不平に因て行政上ょ障害を爲すとい昔時未開の世にも其例甚ぐ多しと雖ども昔時の不平たるや苛稅重斂と訴ふる等れ種類にして概ね形体上の窮苦と伸べんとするふ過ぎざをば大義名分等の理論と以て之を說服し尙は足らざれば力と以て之を制壓すること甚だ易く春雪秋靄忽ち消ねて其痕を留めずと雖ども今の政論上の反對に至てを彼れ又理論に據て動ぎざるものなれば之を制すると易らず唯天外高尙の部分より情の働を卒土ょ下し天下れ衆人民をして其恩德に感泣せしむるの際ょ知らず識らず帝の則に遵そ之むるれ一方あるのみ我輩嘗て帝室論數篇と著いし其中ょ國會は唯國法と議定して之を國民ょ頒布そるものなり人民と心服するょ足らず國會の政府は二樣の政黨相爭ふて火の如く水の如く盛夏の如く嚴冬れ如くあらんと雖ども帝室は獨り萬年れ春にして人民之を仰がば融然として和氣と催はす可し國會の政府より頒布する法令は其冷なると水の如く其情の薄きと紙の如くなりと雖ども帝室の恩德は其甘きと飴の如くにして人民之と仰げば以て其慍を解く可しと之と一國の緩和力と評するも可あり云々と記せしが今日歐洲立憲政治の國にて種々の政論ある其中に現行の政治制度を敵視するものあり國會政府の力のみにて直ふ之と制せんとすれば益々其怒氣と激せんとするの勢あれども時ふ帝室の靈光を放て之を緩和そるとおきに非ず左れば立憲政治と副書そるものい單に議院憲法等の部分にのみ着目せず帝室の緩和力を此際に導て國政の難澁と避くるの工風も亦甚だ肝要あり政治上の慣例は一朝にして成るものに非ず我輩は之と今日に語るも決して大早計あらざと信ずるなり

（以下次號）

官報

○勅令

朕法律命令ノ格式ヲ制定スルノ必要ヲ認メ玆ニ公文式ヲ裁可シ之ヲ布告セシム

御名　御璽

明治十九年二月廿四日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第一號

公文式

第一　法律命令

第一條　法律勅令ハ上諭ヲ以テ之ヲ公布ス　法律ノ元老院ノ議ヲ經ルヲ要スルモノハ舊ニ依ル○第二條　法律勅令ハ內閣ニ於テ起草シ又ハ各省大臣案ヲ具ヘテ內閣ニ提出シ總テ內閣總理大臣ヨリ上奏裁可ヲ請フ○第三條　法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ內閣總理大臣之ニ副署シ年月日ヲ記入ス其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ內閣總理大臣及主任大臣之ニ副署ス○第四條　內閣總理大臣及各省大臣ハ法律勅令ノ範圍內ニ於テ其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ法律勅令ヲ施行シ又ハ安寧秩序ヲ保持スル爲メニ閣令又ハ省令ヲ發スルコトヲ得○第五條　閣令ハ內閣總理大臣之ヲ發シ省令ハ各省大臣之ヲ發ス○第六條　閣令ハ年月日ヲ記入シ內閣總理大臣之ニ署名ス○第七條　省令ハ年月日ヲ記入シ主任大臣之ニ署名ス○第八條　各官廳一般ニ關スル規則ハ內閣總理大臣之ヲ定メ各廳處務細則ハ其主任大臣之ヲ定ム○第九條　內閣總理大臣及各省大臣ノ所轄官吏及其監督ニ屬スル官吏ニ達スル訓令モ亦第六條第七條ノ例ニ依ル

第二　布告

第十條　凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布告シ官報各府縣廳到達日數ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トナス但官報到達日數ハ明治十六年五月二十六日第十四號布達ニ依ル○第十一條　天災時變ニ依リ官報到達セサルトキハ其到達ノ翌日ヨリ起算ス○第十二條　北海道及沖繩縣ハ官報到達日數ヲ定メス現ニ道廳又ハ縣廳ニ到達シタル翌日ヨリ起算ス　島地ハ所轄郡役所ニ官報ノ到達シタル翌日ヨリ起算ス○第十三條　法律命令ノ發布ノ當日ヨリ施行セシムルコトヲ要シ又ハ特ニ施行ノ日ヲ揭ケタルモノハ第十條第十一條第十二條ノ例ニ依ラス

第三　印璽

第十四條　國璽御璽ハ內大臣之ヲ尙藏ス　國璽御璽ハ親署ノ後內大臣之ヲ鈐ス○第十五條　法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐ス○第十六條　國書條約批准外國派遣官吏委任狀在留各國領事證認狀及三等以上勳章ノ勳記ハ親署ノ後國璽ヲ鈐ス　四等以下勳章ノ勳記ハ國璽ヲ鈐ス○第十七條　勅任官ノ任命ハ其辭令書ニ御璽ヲ鈐シ奏任官ノ任命ハ其奏薦書ニ御璽ヲ鈐ス

○敍任　明治十九年二月二十五日

任元老院議官　長崎縣令正五位勳三等　石田英吉
任秋田縣令　元老院議官從四位　青山貞
任福岡縣令　元老院議官從四位勳三等　安場保和
任長崎縣令　一等驛遞官兼驛遞信　日下義雄
任撿事　大書記官從五位　香阪駒太郎
任撿事　江木衷
敍勳五等賜雙光旭日章　一等主稅官兼大藏大書記官從五位　加藤濟

○辭令

月俸三百五十圓下賜（二月二十五日內閣）　秋田縣令　青山貞
月俸三百五十圓下賜（同）　福岡縣令　安場保和
月俸二百五十圓下賜（同）　長崎縣令　日下義雄
非職被仰付（同）　秋田縣令　赤川戇助
非職被仰付（同）　福岡縣令　岸良俊介
依願免本官（同）　非職海軍權少書記官　大岩啓
八等官相當年俸七百八十圓下賜（同）撿事　香阪駒太郎
八等官相當年俸七百八十圓下賜（同）撿事　江木衷
依願免本官（二月二十四日宮內省）　內豎　大原修
第一局次長心得被仰付　四等警視　山下房親

（二月二十五日警視廳）

○東京府傳染病患者　東京府天然痘患者去る二十三日荏原郡戶越村ふ男一人芝區愛宕町三丁目に男一人宇田川町に男一人北豐嶋郡千住南組に女一人合計四人脇室扶私患者い同十六日麻布區永坂町に女一人同二十日神田區駿河臺西紅梅町ょ男一人京橋區木挽町三丁目に女一人同二十二日神田區鍋町に女一人本所區番場町二丁目に男一人芝區烏森町に男一人同二十三日淺草區七軒町ょ女一人日本橋區蠣殼町三丁目に女一人北豐島郡地方今戶町に男一人合計九人なり（警視廳報告）

○敦賀大垣間汽車收入金高　鉄道局よ於て調査せる去月中敦賀大垣間鐵道運輸收入金高は旅客賃金二千七百八十五圓六十九錢貨物賃金三千四百七十五圓九十一錢合計六千二百六十一圓六十錢なり（鐵道局報告）

（以上五件本年二月二十六日官報）

雜報

○英國ニウカッスル府の景況　英國在留の社友某氏より近信中よニウカッスル府れ景況と記したるを見るょ曰くニウカッスル府は英蘭の東北部にしてタイン河の岸ょ在り人口凡十五六萬、川の對岸にはゲーヘッドとて人口六萬餘の町あり共ふタイン河口より九英里程上りたる處よ
トロング會社
艦製造所並よ
船も一所にて
所を新築した
此等の工場よ
なれども仕事
ることありと
のは百十五噸
たる軍艦二艘
出來上り是迄
れ試驗に據れ
據れば最初よ
ならば日本政
以上ならば其
の賞金を與ふ
一万磅の賞金
と思いる又右
より當國に來
着せり同軍艦
あるべしとの
の士官水夫は
事を請負ひ日
當國よて有名
所にて使用そ
云ふ此地方に
とあらん小生
河口まで下り
所ふして烟筒
盛なるゐと言
さらまめたり
ング會社パル
わり又アルカ
製造する所を
五箇所並お製
するお遑なら
なるものにし
ニエークルあ
會に用ひたる

○福井通信

○町村の近況
五箇村若くい
來の習慣よて
實際人民の不
惣代設置の儀
も遂に許可よ
村會又て聯合
よて人民は非
目と減額する
とて其筋へ上
もある趣なり
師藤田氏は客
部町村に巡回
越前蚊帳の改
人或は近江蚊
して近江の商